

3 適合協議の対象行為及び規模

次の表は、適合協議の対象行為及び規模を定めたものである。

対象規模は、「施設別」と「共通要素別」に区分し、それぞれを面積や高さ等で示している。

行為		協議の対象規模	
施設別	(1) 公共建築物	新築、増築、改築又は移転	イ) 延べ面積が 250 m ² 以上のもの ロ) 高さが 5m 以上のもの ハ) イ又はロ以外で開発事業※2の敷地内のもの
		外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	ニ) イ又はロに該当するもののうち、各立面の外観の変更面積が壁においては 1/4 以上かつ 20 m ² 以上、屋根においては 1/4 以上かつ 5 m ² 以上のもの ホ) ハによる届出で景観計画の適合を受けたもののうち、各立面の外観の変更面積が壁においては 1/4 以上若しくは 20 m ² 以上、屋根においては 1/4 以上若しくは 5 m ² 以上のもの
	(2) 公園・緑道	イ) 面積が 1,000 m ² 以上のもの	イ) 舗装、樹木等及び駐車場・駐輪場の変更面積が 250 m ² 以上のもの
	(3) 河川・用水・調整(節)池	イ) 河川・用水で幅員が天端内法 1.5m 以上のもの ロ) 調整(節)池で面積が 1,000 m ² 以上のもの	
(4) 道路	イ) 1級、2級市道、都市計画道路、新市街地 8m 以上の道路、歩行者専用道路 ロ) 駅前広場は、全てのもの		



共通要素別	(1) 建築施設		施設別の(1)公共建築物と同じ	
	工 作 物	新設、増設、改設、移転	(2) フェンス類	イ) 長さが 10m 以上のもの
			(3) ポール類	イ) 高さが 5m 以上のもの
			(4) サイン類	イ) 高さが 2m 以上のもの
			(5) 橋梁類	イ) 全てのもの
			(6) 擁壁・護岸類	イ) 高さが 2m 以上かつ長さが 10m 以上のもの
			(7) 設備類	イ) 高さが 5m 以上のもの ロ) 排水機場は全てのもの
			(8) 夜間照明	—
			(9) ストリートファニチャ・パブリックアート・遊具類	イ) 高さが 2m 以上のもの
				外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更
(10) 舗装類		—		
(11) 樹木等		—		
(12) 駐車場・駐輪場		—		

※2【開発事業】：三郷市開発事業等の手続等に関する条例（平成 21 年条例第 34 号）第 2 条第 2 項第 5 号に規定する開発事業（詳細は P-103）